

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年7月9日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部税務課

電話番号 054-221-3324

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

税第5号

(2) 業務名

静岡県県税等の収納事務委託

(3) 業務概要

県税等の収納事務

(4) 業務期間

契約日から令和9年12月31日（金）まで

ただし、県税等の収納取扱いは令和6年11月1日（金）から開始し、令和9年10月31日（日）まで行うものとする。なお、契約日から令和6年10月31日（木）までの間は、収納事務の円滑な履行を確保し技術的調整等を行うための準備期間とする。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 地方自治法施行令第173条に掲げる基準を満たしていること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第

2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札に参加する者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和6年7月19日（金）午後5時までに入札説明書等の配布場所に提出しなければならない。

6 入札説明書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和6年7月9日（火）から令和6年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2と同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年8月2日（金）午前11時

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階経営管理部第二会議室

(3) 入札方法

入札書持参によって本人又は代理人が行うものとする。郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。（ただし、契約は落札額

を構成する単価を示して行う。)

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県経営管理部税務課（電話番号054-221-3324）とする。